

# 東洋町人事行政の運営等の状況について

平成28年12月8日

東洋町長 松延宏幸

東洋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、前年度における東洋町の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表いたします。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員の任用状況

① 任用状況	試験による採用者数	0人
	選考による採用者数	3人

### (2) 職員の退職者数

①普通退職者数	3人
②定年・勸奨退職者数	0人

### (3) 定員管理の状況(前年4月1日現在)

東洋町の給与・定員管理について『参照』

### (4) 再任用 0人

## 2 職員の人事評価の状況

職員一人ひとりの意欲・能力を高め、組織力の向上を図ることを目的として、各任命権者は、人事評価を実施することとしております。

評価方法：職務を遂行する上での行動や発揮した能力を評価

(6月、12月年2回)

評価者：一般行政職・保育士・給食士

被評価者：町長・副町長・課長

### 3 職員の給与の状況

東洋町の給与・定員管理について『参照』

### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までは休憩時間）

#### (2) 年次有給休暇 20日

①平均付与日数	39日
②平均取得日数	8.3日
③付与日数に対する取得率	21.2%

#### (3) 特別休暇 特定の理由により、職務専念義務が免除される休暇

##### ・主な休暇

公民権の行使に伴う休暇、産前産後休暇、生理休暇  
慶弔に伴う休暇、災害等によるボランティア休暇等

#### (4) 介護休暇

職員の配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために勤務しないことが相当である認められる場合に取得できます。

27年度中に取得した者	0人
-------------	----

※前年度から引き続き取得している職員を含む。

#### (5) 病気休暇

職員が病気や負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。休暇の期間は、公務上の負傷又は疾病及び結核性疾患においては1年以内、その他の負傷又は疾病において90日以内で取得できます。

27年度中に取得した者	5人
-------------	----

※前年度から引き続き取得している職員を含む。

## 5 職員の休業に関する状況

### 育児休業及び部分休業

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、任命権者の承認を受けて、男女ともその職員の子が3歳に達する日まで育児休業が取得できます。

また、公務に支障がない場合には1日2時間の範囲内で部分休業が取得できます。なお、育児休業及び部分休業中の期間は無給となります。

① 27年度中に育児休業を取得した職員	1人
② 27年度中に部分休業を取得した職員	0人

※前年度から引き続き取得している職員を含む。

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

職員が勤務実績がよくない場合、心身の故障等一定の理由に該当し、職責を果たすことができない場合に、公務能率の維持向上を目的にその職責の意に反して、免職、休職等の処分をすることができます。

〈26年度の処分状況〉

降任	0人
免職	0人
休職（心身の故障による）	0人
降給	0人
失職	0人

### (2) 懲戒処分の状況

公務員の勤務関係の秩序の維持を目的に、職員に一定の義務違反があった場合に、職員の道義的責任を問うことを目的に行う処分です。

戒告	0人
減給	0人
停職	0人
免職	0人
訓告等	0人

## 7 職員のサービスの状況

### ○地方公務員のサービス規律の概要

- ・職務に専念する義務職員は、法律又は特別の定がある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみ従事しなければなりません。
- ・職務に専念する義務の免除職員は、次の各号の一に該当する場合において、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除することができます。
  - ① 研修を受ける場合
  - ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合
  - ③ 専ら職員団体の業務に従事する場合
  - ④ 前3号に規定する場合を除くほか、町長が定める場合

## 8 職員の退職管理の状況

就職者なし

## 9 職員の研修の状況

### ○研修

区分	受講者数	研修名	内容
東洋町主催 研修	37	人事評価研修	外部講師等により職員向けに行う研修
基本研修	7	新規採用職員、基本研修、採用2・5・10年目職員、	経験年数、役職別に、こうち人づくり広域連合が実施する研修
専門研修	4	滞納整理事務研修、政策研究共同事業研修、議会事務局研修、人事・研修担当者研修、滞納整理実務講座	業務遂行力、個人能力向上のためこうち人づくり広域連合が実施する研修

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません。（地方公務員法第42条）

労働安全衛生法の規定に基づき、職員の安全と健康を確保するため健康管理事業を実施しています。

職員の保健等	成人病健康診断	平成28年2月9日 39名受診 (職員 7名 臨時職員 32名)
	人間ドック	高知健診クリニック JA高知病院JA高知健診センター

## 東洋町の給与・定員管理等について(平成27年度)

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(26年度普通会計決算)

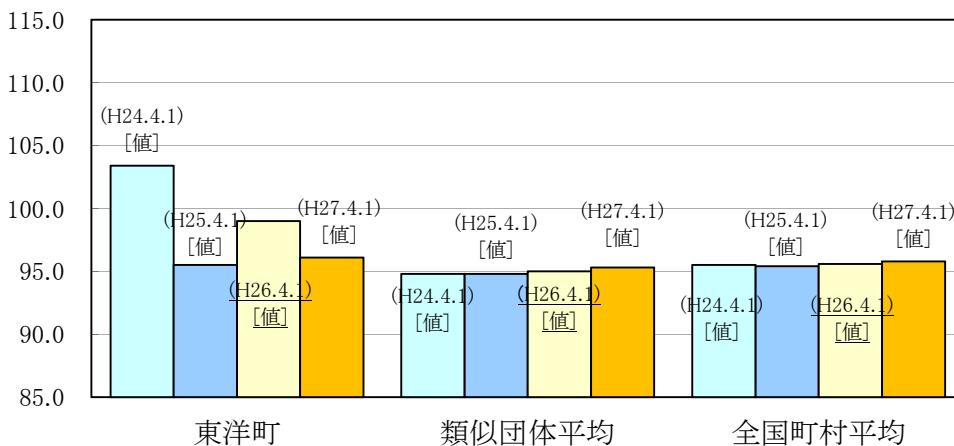
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	平成26年1月1日	A		B	B/A	25年度の人件費率
26年度	人	千円	千円	千円	%	%
	2,882	2,641,334	12,131	459,144	17.4	15.2

#### (2) 職員給与費の状況(26年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	49	175,998	18,924	62,351	257,273	5,250	5,492

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験日数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

なし

**(4) 給与改定の状況**

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
26年度	—	—	—	—	—	0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
26年度	—	—	—	—	—	4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

**(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について**

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施  未実施  ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)  
平成28年12月下旬  
(内容)  
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、県準拠から国準拠へ移行。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

支給無し

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

**(6) 特記事項**

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東洋町	42.0 歳	304,169 円	392,118 円	328,782 円
高知県	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5 歳	334,283 円	- 円	408,996 円
類似団体	41.3 歳	301,497 円	352,840 円	330,387 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東洋町	50.6 歳	323,250 円	335,800 円	319,525 円
うち給食調理員	50.6 歳	323,250 円	335,800 円	319,525 円
高知県	51.6 歳	330,741 円	386,250 円	363,809 円
国	50.2 歳	289,141 円	-	328,318 円
類似団体	49.4 歳	288,548 円	312,119 円	303,928 円

区 分	民 間			参 考 年 収 ベ ー ス ( 試 算 値 ) の 比 較		
	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 B	公務員 C	民 間 D	C/D
東洋町	-	-	-	-	-	-
うち学校給食調理員	調理師	43.1	208,500 円	5,276,000 円	2,816,700 円	1.87
うち保育給食調理員						

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		東洋町	高知県	国
一般行政職	大学卒	177,600 円	177,600 円	174,200 円
	高校卒	143,700 円	143,700 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	128,700 円	145,800 円	- 円
	中学卒	- 円	132,600 円	- 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円



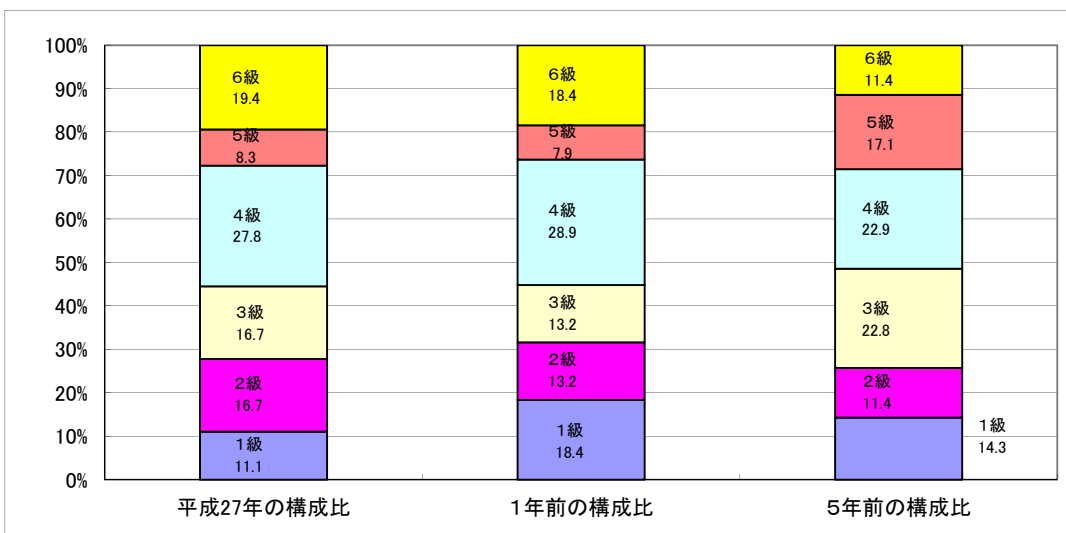
#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	4人	10.8%	135,900円	244,000円
2級	主任	6人	16.2%	186,100円	309,500円
3級	主幹	6人	18.9%	223,200円	356,700円
4級	主監・課長補佐	10人	27.0%	262,200円	390,400円
5級	課長・教育次長・会計管理者・議会事務局長・課長補佐・園長・地域包括支援センター事務局長・出納室長補佐・教育次長補佐	3人	8.1%	289,500円	402,800円
6級	課長・教育次長・会計管理者・議会事務局長 地域包括支援センター事務局長	7人	18.9%	320,900円	424,900円

36

- (注) 1 東洋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

##### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

実施していない

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

東 洋 町	高 知 県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,272 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,563 千円	
(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.40 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.70 )月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.40 月分 ( 1.375 )月分 ( 0.70 )月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~20%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

人事評価シートにより、管理職員が評価し、勤勉手当に反映している。

##### (2) 退職手当 (27年4月1日現在)

東 洋 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.45 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.45 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.15 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.15 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.3 月分	49.59 月分	勤続35年	41.3 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	0 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	4,682 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	96 千円
支給実績 (25年度決算)	3,327 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	67 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 各 6,500円 配偶者のいない扶養親族のうち1人 11,000円 子(16歳年度初め～22歳年度末)5,000円加算	同じ	—	6,909 千円	314,045 円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者が借家・借間に居住する職員に支給 (支給額) 借家・借間居住職員(月額12,000円を超える家賃を支払っている職員) 最高支給限度額 27,000円 配偶者が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員	異なる	配偶者等の居住する借家・借間 「職員の居住する借家・借間」により算出される額の1/2の額	2,156 千円	239,555 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 (支給額) 交通機関等の利用者 定期券又は回数券等による運賃等相当額 支給限度額 1ヶ月当たり 55,000円 自動車等の交通用具使用者 2,000円(片道2km以上5km未満)～24,500円(片道60km以上)	同じ		1,130 千円	34,242 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 平成19年4月1日～定額制 (支給額)平成23年3月31日まで経過措置有り 課長・教育次長・会計管理者・議世事務局長・地域包括支援センター事務局長 ・6級 25,000円 課長・教育次長・会計管理者・議世事務局長・監査委員会事務局長・課長補佐・園長・地域包括支援センター事務局長・出納室長補佐 ・5級 15,000円 課長補佐・地域包括支援センター事務局長・出納室長補佐 ・4級 10,000円	異なる	左記の通り役職に応じて定額支給する。	3,180 千円	318,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	同じ		0 千円	0 円
特殊勤務手当	勤務の特殊性に応じて支給 犬猫等死体処理手当 1件につき 300円 スズメ蜂駆除作業手当 1件につき 700円			8 千円	円
管理職特別勤務	管理職員が臨時又は、緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務した場合に支給 休日等 1回 8,000円 (6時間を超える場合は加算あり) 平日夜間 1回 6,000円	異なる	職責により定額	800 千円	円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外または、休日等に宿日直をした場合に支給 1回 4,200円	同じ	—	59 千円	円

14,183

## 5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	市区町村長	635,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
		( )	円	828,000	円/	435,600
	副 町 長	553,000	円	667,000	円/	421,500
		( )	円			
	議 長	233,000	円	316,000	円/	171,100
		( )	円			
報 酬	副 議 長	191,000	円	251,000	円/	119,000
		( )	円			
	議 員	163,000	円	230,000	円/	100,000
		( )				
期 末 手 当	市区町村長	(26年度支給割合)		2.6	月分	役職加算 15%
	副 町 長					
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合)		2.6	月分	役職加算 15%
	副 議 長					
	議 員					
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職年数×500/100		12,700	千円	退職時
	備 考	給料月額×在職年数×300/100		6,788	千円	退職時

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

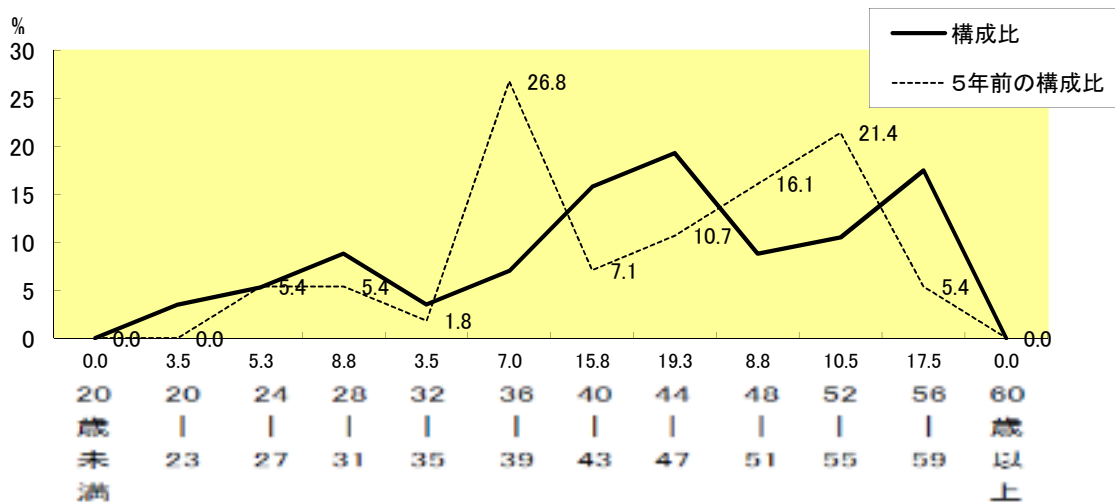
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1	0	配置替えによる欠員 退職者不補充 採用 採用・配置替え 配置替えによる欠員 <参考> 人口1万人当たり職員数 149.20 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 176.22 人)
		総務	13	15	-2	
		税務	3	4	-1	
		民生	15	15	0	
		衛生	4	3	1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	4	2	2	
		商工	2	2	0	
		土木	1	2	-1	
	計	43	44	-1		
	教育部門	5	5	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 166.55 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 208.21 人)	
	消防部門	0	0	0		
小 計	48	49	-1			
公 営 会 計 等 部 門	病院	0	0	0		
	水道	1	1	0		
	交通	0	0	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	6	6	0		
	小 計	8	8	0		
合 計		56	57	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 194.31 人	
		[ 74 ]	[ 74 ]	[ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	3人	5人	2人	4人	9人	11人	5人	6人	10人	0人	57人
構成比	0.0%	3.5%	5.3%	8.8%	3.5%	7.0%	15.8%	19.3%	8.8%	10.5%	17.5%	0.0%	100%

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間増減	
							増減数	増減率
一般行政	43	47	46	42	44	43	0	0.0%
教育	6	6	7	5	5	5	-1	-16.7%
消防	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
普通会計計	49	53	53	47	49	48	-1	-16.7%
公営企業	8	8	9	8	8	8	0	0.0%
計	57	61	62	55	57	56	-1	-1.8%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。